

# がん患者のアピランスケアに係る支援について

【担当省庁】厚生労働省

がんの治療成績の向上によりがん治療を終えた後も長い人生を送る人が増え、また、外来でのがん治療の普及により、がんの治療をしながら仕事などの社会参加をすることが可能となってきたが、手術や化学療法、放射線により脱毛、手術痕など治療による外形的変化が、患者の精神的負担や社会復帰への不安につながる場合があり、これらの外見変化に対するアピランスケアへの社会の認識も年々高まっているところである。

国においては、第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月）に、アピランスケアの項目が新設されたが、医療用ウィッグや補整具などの購入費に対する全国的な負担軽減策がなく地方が単独事業として取り組むにとどまっている。

については、がん患者の治療と社会生活の両立を支援するため、医療用ウィッグや補整具などのアピランスケアを必要とする方への購入費助成について、国において制度化していただきたい。

## 【現状・課題等】

- 第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月）において、国はアピランスケアについて、患者やその家族等が正しい知識を身につけられるよう、医療従事者の研修や相談支援、情報提供の検討することとしている。
- 京都府においては、がん相談支援センターを中心に相談支援、情報提供を実施しており、京都府がん医療戦略推進会議（都道府県協議会）の相談支援部会において、相談支援マニュアルを作成し、その充実を進めているが、助成制度を求める声は高まっており、全国で同様の支援が受けられる制度創設を求める。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 健康対策課(075-414-4728)
---------------	---------------------------

**【国の事業等】**

■概算要求〔厚生労働省〕

- ▶ アピアランス支援モデル事業 0.3億円（令和5年度予算0.3億円）

**【京都府の取組】**

- がん相談支援センターにおいて相談支援を実施（相談支援マニュアル作成）